

私立学校被災生徒等授業料等減免補助金 (大規模災害※対応分)の概要

大規模災害により被災し就学困難となった私立学校の生徒の就学の機会を確保するため、都内私立学校の設置者が被災生徒等の授業料等を減免した場合に、当該減免額を補助する。

※令和8年熊本地震および文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。

大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定された災害（地震は最大震度が7であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。また、新たに大規模災害と認められる災害が発生した場合には、これを対象に含める。

なお、補助金の支援対象期間については原則として当該大規模災害被災者向けの支援を開始した初年度のみとする。

1 制度の概要

(1) 対象学種

小学校、中学校、高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校

※幼稚園、幼保連携型認定こども園は対象となりませんのでご注意ください。

(2) 対象生徒等

年収約590万円未満※1の世帯であり、大規模災害に起因する事情で家計が急変し、授業料等※2が納付困難な者※3

(3) 対象経費

当該年度における授業料等の減免額※4

ただし災害発生後の授業料等相当額の減免に限る（災害発生前の授業料等は対象外）

(4) 補助率

10分の10（1人あたり補助限度額あり※5）

(5) 補助対象期間

原則として当該大規模災害被災者向けの支援を開始した初年度のみ

※1 「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が15万4,500円未満の世帯

※2 授業料、入学料、施設整備費等、実質的に授業料と同等とみなせる納付金

※3 学校が学籍に関する記録を残さない「事実上の就学」も補助対象

※4 高等学校等就学支援金等による授業料等の軽減額は補助対象外

※5 小学校＝909,697円、中学校＝834,964円、高等学校＝396,000円

2 補助対象生徒等の主な認定方法

(1)大規模災害により被災したことの確認方法

- ① 発災時に大規模災害で被害のあった市町村に在住していたことによる確認
- ② ①によらない場合は、大規模災害により被災したことに起因する家計急変を証する書類による確認

(2)被災に起因する家計急変により授業料の納付が困難であることによる確認方法

- ① 課税証明書等、年収約 590 万円未満の世帯であることが確認できる書類
- ② 保護者の失職、倒産、死亡等により家計が急変したことを証する書類による確認
- ③ 家屋の流失損壊等により家計が急変したことを証する書類による確認
(家計急変事由が家屋損壊による場合は、罹災証明は半壊以上とする。)
- ④ 市町村民税の特別措置に基づく区市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類による確認

3 日程及び手続（予定）

○ 7月1日～7月31日	第1回補助金交付申請受付期間
○ 8月中旬～下旬	第1回受付分補助金交付決定
○ 10月5日～11月6日	第2回補助金交付申請書受付期間
○ 1月中旬～下旬	第2回受付分補助金交付決定
○ 2月中旬～3月上旬	実績報告書等の提出（第1回・第2回受付分）
○ 4月中旬	額確定及び補助金交付（第1回・第2回受付分）

＜問合せ先＞ 東京都生活文化局私学部私学振興課
03（5320）4239